

平成 29 年 3 月 13 日

各位

リーディング証券株式会社
代表取締役社長 崔 榮仁

公開買付者からの「リーディング証券株式会社株券に対する公開買付けの公開買付期間の延長に関するお知らせ」について

株式会社ランキャピタルマネジメントによる当社株券に対する公開買付けについて、同社から、別紙のとおり「リーディング証券株式会社株券に対する公開買付けの公開買付期間の延長に関するお知らせ」が公表されましたので、お知らせいたします。

なお、これにより、買付け等の期間及び決済の開始日が下記のとおり訂正されております。(訂正箇所には、下線を付しております。)

記

1. 買付け等の期間

(訂正前) 平成 29 年 2 月 14 日 (火曜日) から平成 29 年 3 月 13 日 (月曜日) まで
(20 営業日)

(訂正後) 平成 29 年 2 月 14 日 (火曜日) から平成 29 年 3 月 28 日 (火曜日) まで
(30 営業日)

2. 決済の開始日

(訂正前) 平成 29 年 3 月 16 日 (木曜日)

(訂正後) 平成 29 年 3 月 30 日 (木曜日)

別添書類：株式会社ランキャピタルマネジメント

「リーディング証券株式会社株券に対する公開買付けの公開買付期間の延長に関するお知らせ」

以上

<本件に関するお問合せ先>
リーディング証券株式会社
経営企画部
電話 (03) 4570-2119 (代表)

平成 29 年 3 月 13 日

各位

株式会社ランキャピタルマネジメント
代表取締役 時 慧
問合せ先 西中・宮下法律事務所
弁護士 西中 克己
03-6402-5411 (代表)

リーディング証券株式会社株券に対する公開買付けの公開買付期間の延長に関するお知らせ

株式会社ランキャピタルマネジメント（以下「当社」又は「公開買付者」といいます。）は、平成 29 年 2 月 14 日からリーディング証券株式会社（以下「対象者」といいます。）の株券に対する公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）を実施いたしておりますが、今般、本公開買付けに係る買付け等の期間（以下「公開買付期間」といいます。）の延長を行うために、平成 29 年 3 月 13 日付で訂正公開買付届出書を提出いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

これに伴い、かかる公開買付期間の延長については、平成 29 年 3 月 13 日付で公開買付条件等の変更の公告（以下「本公告」といい、電子公告（電子公告アドレス <http://disclosure.edinet-fsa.go.jp/>）を行い、その旨等を日本経済新聞に遅滞なく掲載する予定です。）をいたしますので、併せてお知らせいたします。

記

1. 買付け等の期間の延長等の理由

公開買付者は、平成 29 年 2 月 14 日から本公開買付けを開始いたしました。本公開買付けの開始後における対象者の株主の皆様による本公開買付けへの応募状況及び今後の応募の見通し等を総合的に考慮して、慎重に検討した結果、公開買付期間を延長することによって、更に対象者の株券等の株主の皆様の本公開買付けへの応募の機会を拡大し、その結果、応募株券等の総数が増加することが見込まれることから、平成 29 年 3 月 13 日、公開買付期間を平成 29 年 3 月 28 日まで延長し、公開買付期間を合計 30 営業日とすることを決定いたしました。

2. 公開買付届出書の変更の内容

平成 29 年 3 月 13 日付で公開買付者が提出した訂正公開買付届出書の内容は、次のとおりです。

第 1 公開買付要項

3 買付け等の目的

- (1) 本公開買付けの概要
(訂正前)

(前略)

詳細は、後記「(4) 本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」の「④ 対象者における利害関係を有しない取締役全員の承認及び利害関係を有しない監査役全員の異議のない旨の意見」をご参照ください。

(訂正後)

(前略)

詳細は、後記「(4) 本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」の「④ 対象者における利害関係を有しない取締役全員の承認及び利害関係を有しない監査役全員の異議のない旨の意見」をご参照ください。

その後、公開買付者は、平成 29 年 2 月 14 日から本公開買付けを開始いたしましたが、本公開買付けの開始後における対象者の株主の皆様による本公開買付けへの応募状況及び今後の応募の見通し等を総合的に考慮して、慎重に検討した結果、本公開買付けに係る買付け等の期間（以下「公開買付期間」といいます）を延長することによって、更に対象者の株券等の株主の皆様による本公開買付けへの応募の機会を拡大し、その結果、応募株券等の総数が増加することが見込まれることから、平成 29 年 3 月 13 日、公開買付期間を平成 29 年 3 月 28 日まで延長し、公開買付期間を合計 30 営業日とすることを決定いたしました。

(2) 本公開買付けを実施する背景及び実施する目的・理由並びに本公開買付け後の経営方針
(訂正前)

(前略)

対象者においては、平成 29 年 2 月 13 日開催の取締役会において、本公開買付けについて、取締役の全員一致にて賛同するとの決議を行い、監査役全員が異議のない旨の意見を述べたとのことです。詳細については、後記「(4) 本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」の「④ 対象者における利害関係を有しない取締役全員の承認及び利害関係を有しない監査役全員の異議のない旨の意見」をご参照ください。

公開買付者は、本公開買付けの成立後においては、本資本業務提携契約に従い、公開買付者及び対象者は、対象者の既存のビジネスを強化する目的を達成するために、資本増強と共に、リスク管理能力の向上、審査体制の整備等の内部管理態勢の強化を持続的に行い、公開買付者においては、i) 公開買付者グループのリソース（経営資源、ネットワーク）を活用して、商品設計機能を大幅に強化し、商品提供能力の強化を図り、以ってリテール、PB 及び IFA（独立系フィナンシャル・アドバイザー）の各業務の強化を図る、ii) PB・法人部門をさらに強化し、人材の増強を行うと同時に、日本のみならず海外の富裕層をお客様とするべく業容を拡大・強化する、iii) 投資銀行部門においては、既存の株式公開ビジネスを強化すると共に、クロスボーダーM&A を重点に活動していく M&A チームを創設し、迅速かつ果敢に体制の整備を図り業務展開して行うものとし、対象者は、公開買付者の日本での事業展開計画の支援、すなわち、i) 公開買付者の上場企業投資に対する助言を行い、実行を支援する、ii) 公開買付者の投資している日本国内企業の成長を支援（株式公開、資金調達等含む。）することで、業務の提携を行い、企業価値の向上を目指すものとし、また、対象者の経営体制については、公開買付者が役員全員（取締役 4 名、監査役 3 名）を指名し、従業員は原則として雇用を継続する予定です。

(訂正後)

対象者においては、平成 29 年 2 月 13 日開催の取締役会において、本公開買付けについて、取締役の全員一致にて賛同するとの決議を行い、監査役全員が異議のない旨の意見を述べたとのことです。詳細については、後記「(4) 本公開買付け価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」の「④ 対象者における利害関係を有しない取締役全員の承認及び利害関係を有しない監査役全員の異議のない旨の意見」をご参照ください。

その後、公開買付者は、平成 29 年 2 月 14 日から本公開買付けを開始いたしました。本公開買付けの開始後における対象者の株主の皆様による本公開買付けへの応募状況及び今後の応募の見通し等を総合的に考慮して、慎重に検討した結果、公開買付け期間を延長することによって、更に対象者の株券等の株主の皆様による本公開買付けへの応募の機会を拡大し、その結果、応募株券等の総数が増加することが見込まれることから、平成 29 年 3 月 13 日、公開買付け期間を平成 29 年 3 月 28 日まで延長し、公開買付け期間を合計 30 営業日とすることを決定いたしました。

公開買付者は、本公開買付けの成立後においては、本資本業務提携契約に従い、公開買付け及び対象者は、対象者の既存のビジネスを強化する目的を達成するために、資本増強と共に、リスク管理能力の向上、審査体制の整備等の内部管理態勢の強化を持続的に行い、公開買付けにおいては、i) 公開買付けグループのリソース（経営資源、ネットワーク）を活用して、商品設計機能を大幅に強化し、商品提供能力の強化を図り、以ってリテール、PB 及び IFA（独立系フィナンシャル・アドバイザー）の各業務の強化を図る、ii) PB・法人部門をさらに強化し、人材の増強を行うと同時に、日本のみならず海外の富裕層をお客様とするべく業容を拡大・強化する、iii) 投資銀行部門においては、既存の株式公開ビジネスを強化すると共に、クロスボーダーM&A を重点に活動していく M&A チームを創設し、迅速かつ果敢に体制の整備を図り業務展開して行うものとし、対象者は、公開買付けの日本での事業展開計画の支援、すなわち、i) 公開買付けの上場企業投資に対する助言を行い、実行を支援する、ii) 公開買付けの投資している日本国内企業の成長を支援（株式公開、資金調達等含む。）することで、業務の提携を行い、企業価値の向上を目指すものとなりました。また、対象者の経営体制については、公開買付けが役員全員（取締役 4 名、監査役 3 名）を指名し、従業員は原則として雇用を継続する予定です。

(3) 本公開買付けに係る重要な合意等

③ 本第三者割当増資

(訂正前)

対象者が平成 29 年 2 月 13 日に関東財務局長に提出した有価証券届出書によれば、対象者は、同日開催の取締役会決議に基づき、次のとおり、公開買付け者を割当先として、対象者株式を割当てる予定であるとのことです。公開買付け者は、当該有価証券届出書の効力が生じた後、速やかに、「② 本資本業務提携契約」の「ii) 本第三者割当増資」の合意に従い、本公開買付けの成立を条件として、その総数の引受契約を締結する予定です。なお、当該引受契約における他の前提条件や内容は当該引受契約の締結までに、公開買付け者と対象者の間で協議して定める予定です。

(後略)

(訂正後)

対象者が平成 29 年 2 月 13 日に関東財務局長に提出した有価証券届出書によれば、対象者は、同日開催の取締役会決議に基づき、次の表のとおり、公開買付け者を割当先として、対象

者株式を割当てる予定であるとのことです。公開買付者は、当該有価証券届出書の効力が生じた平成 29 年 3 月 2 日、「② 本資本業務提携契約」の「ii)本第三者割当増資」の合意に従い、対象者の間において、その総数の引受契約を締結しました。なお、当該引受契約においては、次の表の i) から vii) 記載の事項のほか、本公開買付けの成立を払込みの条件とし、対象者は、公開買付者に対し、当該引受契約締結日において、対象者を当事者とする訴訟、仲裁、行政処分（滞納処分を含む）、強制執行、刑罰手続等の司法上及び行政上の手続き（但し、関東財務局長による平成 28 年 6 月 14 日付業務改善命令及びこれに関連する処分を除く。）が存せず、かつそのおそれがないことを表明しかつ保証し、当該表明及び保証が事実と相違する場合は、公開買付者は解除できるとの条件が付されています。

(後略)

4 買付け等の期間、買付け等の価格及び買付予定の株券等の数

(1) 買付け等の期間

① 届出当初の期間

(訂正前)

買付け等の期間	平成29年 2 月 14 日(火曜日)から平成29年 3 月 13 日(月曜日)まで(20営業日)
公告日	平成29年 2 月 14 日(火曜日)
公告掲載新聞名	電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。 電子公告アドレス (http://disclosure.edinet-fsa.go.jp/)

(訂正後)

買付け等の期間	平成29年 2 月 14 日(火曜日)から平成29年 3 月 28 日(火曜日)まで(30営業日)
公告日	平成29年 2 月 14 日(火曜日)
公告掲載新聞名	電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。 電子公告アドレス (http://disclosure.edinet-fsa.go.jp/)

② 対象者の請求に基づく延長の可能性の有無

(訂正前)

法第 27 条の 10 第 3 項の規定により、対象者から買付け等の期間（以下「公開買付期間」といいます。）の延長を請求する旨の記載がされた意見表明報告書が提出された場合は、公開買付期間は平成 29 年 3 月 27 日（月曜日）まで（30 営業日）となります。

(訂正後)

該当事項はありません。

③ 期間延長の確認連絡先

(訂正前)

東京都港区虎ノ門 3 丁目 11 番 15 号 SVAXTT サウスウイング 2 階
西中・宮下法律事務所 弁護士 西中克己
電話番号：03-6402-5411
確認受付時間 平日午前 9 時から 17 時まで

(訂正後)

該当事項はありません。

10 決済の方法

(2) 決済の開始日

(訂正前)

平成 29 年 3 月 16 日(木曜日)

(注) 法第 27 条の 10 第 3 項の規定により、公開買付期間の延長を請求する旨の記載がされた意見表明報告書が提出された場合は、決済の開始日は平成 29 年 3 月 30 日(木曜日)となります。

(訂正後)

平成 29 年 3 月 30 日(木曜日)

第 3 公開買付者及びその特別関係者による株券等の所有状況及び取引状況

4 届出日の提出日以降の株券等の買付け等を行う旨の契約

(訂正前)

上記「第 1 公開買付要項」の「3 買付け等の目的」の「(3) 本公開買付けに係る重要な合意等」の「③ 本第三者割当増資」に記載のとおり、対象者が平成 29 年 2 月 13 日に関東財務局長に提出した有価証券届出書によれば、対象者は、同日開催の取締役会において、本件第三者割当増資について決議を行っているとのことです。当社は、同日付で対象者と締結した本資本業務提携契約に基づき、対象者が発行する普通株式 1,754,400 株のすべてを引き受ける予定としており、当該届出書の効力発生日において、株式総数引受契約を締結する予定としております。

(訂正後)

上記「第 1 公開買付要項」の「3 買付け等の目的」の「(3) 本公開買付けに係る重要な合意等」の「③ 本第三者割当増資」に記載のとおり、対象者が平成 29 年 2 月 13 日に関東財務局長に提出した有価証券届出書によれば、対象者は、同日開催の取締役会において、本件第三者割当増資について決議を行っているとのことです。当社は、同日付で対象者と締結した本資本業務提携契約に基づき、対象者が発行する普通株式 1,754,400 株のすべてを引き受けるため、当該届出書の効力発生日である平成 29 年 3 月 2 日、株式総数引受契約を締結しました。

3. 本公告を行う日以前にすでに公開買付けに応じて株券等の売付け等をした者の取扱い

本公告を行う日以前に応募された株券等についても、変更後の買付条件等により買付けを行います。

以上